



Title	「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む:スタディ・クエスチョン・メソッドの試み その6(完):第28段落から第34段落:保険と近代社会
Author(s)	長島, 美織
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 29, 89-101
Issue Date	2019-10-24
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/75959">http://hdl.handle.net/2115/75959</a>
Type	bulletin (article)
File Information	089-101-06_Nagashima.pdf



[Instructions for use](#)

## 「保険とリスク」 (フランス・エワルド著) を読む

—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—  
その6 (完) : 第28段落から第34段落 : 保険と近代社会

メディア・コミュニケーション研究院

長島 美織

長島  
美織

NAGASHIMA Miori

abstract

Reading 'Insurance and Risk'  
— An Application of Study Question Method —  
Part6: From paragraph 28 to 34: Insurance and  
Society

NAGASHIMA Miori

This essay represents an attempt to read and interpret, using Study Questions, one of the classic English-language papers in social science. We use Study Questions as a guide, with the purpose of gaining a deeper understanding of the text. This sixth part deals with paragraph 28 to the last of the paper 'Insurance and Risk'. This paper is written by François Ewald, and considered an excellent example of the application of some of the key elements of Foucauldian thought to the study of the sociological notion of risk.

# 1 エワルド論文の全体的な特徴とスタディ・クエスチョン・メソッドについて<sup>1</sup>

(その1)<sup>2</sup>から引き続き、読解の対象としている論文は、『*The Foucault Effect: Studies in Governmentality With Two Lectures by and an Interview with Michel Foucault*』(Edited by Graham Burchell, Colin Gordon and Peter Miller, The University of Chicago Press, 1991) という本に収められている「**Insurance and Risk**」(第10章)という論文です。この英語論文は、フーコー学派の哲学者であるFrançois Ewaldによって書かれたもので、下記で解釈の対象となっている英文は、この論文から全て引用されています<sup>3</sup>。

今回は、(その6)となり、最終回となります。この古典的で難解な英語論文を、スタディ・クエスチョン(Study Questions, SQ)と名付けている、「勉強するための質問」を道しるべとして、学問的に読み解いてきました。スタディ・クエスチョンとは、スタディ、つまり「勉強」のための質問で、通常の質問のように知識を求めたり、試したりする質問とは異なり、それを通して読者が当該テキストを「学ぶための質問」です。ひとつひとつ目の前に道案内のように現れるクエスチョンに、直接向き合い、丁寧に答えていくことを通して、難解な論文を深く理解することが可能になります<sup>4</sup>。

## 2 前回までの内容

統治論は、ミシェル・フーコーの後期における思想展開において、重要な部分をなしますが、その中心的概念のひとつに統治性(governmentality)があります。今回をふくめて6回にわたって読み解いてきたフランシス・エワルドの論文「**Insurance and Risk**」は、この統治性のひとつの事例として、リスクという概念が保険という社会技術を通してどのように近代という時代のモラル形成に、静かにしかし中核的に作用したかということを描き出した古典的論文です。最終回にあたって、全体の読み解きを振り返っておきたいと思います。

エワルド論文の第1~4段落を読み解きの対象とした(その1)は、この論文のキーワードである**insurance**について、その多義的な意味合いを丁寧に検討することから始め、**insurance**という概念の構成要素として、**technology**、**form**、**shape**、**imagination**という4つの側面を展開してみせました。ここで、保険は、その時々の政治経済および法体制に基づく可能な制度(**form**)のなかで、専門家の時々の想像力(**imagination**)により様々な形の商品(**shape**)を作り出すことを可能にする社会技術(**technology**)として定義されます。

続くエワルド論文の第5~10段落では、(その2)<sup>5</sup>で読み解いたように、もう1つのキーワードである**risk**について、その意味合いを注意深く描き出しまし

▶1 この部分は、(その1)から共通して用いている方法論および題材の解説であるため、(その2)以降も引き続き同様の意味合いのことを繰り返して述べています。スタディ・クエスチョン・メソッド及び学問的読みについては、24号掲載の(その1)(長島美織, 2017, 「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—その1: 第1段落から第4段落: **insurance**について」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』24: 109-124)の第1節から第2節に詳しく説明してあります。

▶2 長島美織, 2017, 「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—その1: 第1段落から第4段落: **insurance**について」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』24: 109-124を指します。

▶3 引用英文のイタリックは原著によります。下線は説明の為、筆者が加えたものです。

▶4 本エッセイは、王贍さんが作成してくれた、この研究室ゼミの記録をもとに、加筆・修正しています。同ゼミに参加してくれた、糸川悦子さん、市原攝子さん、王贍さんに感謝します。

▶5 長島美織, 2017, 「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—その2: 第5段落から第10段落: **risk**について」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』25: 57-73を指します。

- ▶6 長島美織, 2018, 「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メゾットの試み—その3: 第11段落から第16段落: riskの特徴1と2」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』26: 109-126を指します。
- ▶7 長島美織, 2018, 「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メゾットの試み—その4: 第17段落から第18段落: riskの特徴3」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』27: 99-110を指します。

た。リスクとは、失業、ケガ、病気、物的損失など、悪い出来事そのものを指すのではなく、保険という「合理性の形式」から事象をみることにより生成された概念だということが主張されました。このように、(その1)と(その2)を通して、「Insurance and Risk」という論文の表題になっている二つのキーワードについて、この論文においてエワルドがそれぞれにどのような意味づけを与えているかを読み解きました。

続いてエワルドは、(その3)<sup>6</sup>で扱った第11段落から第16段落と(その4)<sup>7</sup>で読み解いた第17段落から第18段落において、このリスクの性質を、3つの特徴をもって描き出すことで、さらに明確にします。第1点目は、「リスクは計算できる (risk is calculable)」、第2点目は「リスクは集合的だ (risk is collective)」、そして、第3点目は「リスクは資本である (risk is a capital)」というもので、先のふたつは(その3)で、最後の点は(その4)で読み解きました。

第1の「リスクは計算できる」という特徴は、統計学の発達に基づくリスクの中心的な性質で、ある出来事の蓋然性が計算可能ということを示していますが、エワルドは、さらに進んで、そのことがモラルに関してどのような影響を与えるのかを、法システムとの対比において論じます。具体的には、法システムが、過失 (fault) の特定という観点から、損失をともなう事象にアプローチするのに対して、保険システムでは、その種類の事象をあらかじめ設定されている統計表と公式に照らして評価しようとしています。それは、悪い事象に対して、それを引き起こした原因を特定しようという「判事の世界観」と人々がいかに善良に賢明にふるまおうとも、損失を伴う事象はゼロにはならず、ある規則性をもって起こるとする「保険業者の世界観」の違いとしてもとらえられます。

この統計的な処理を可能にするためには、その事象が集合をなすことが必要ですが、これが、第2番目の特徴です。実は、保険システムにおいて個人的なリスクという概念は成り立たず、保険で扱えるためには、そのリスクは集合的であることが必要です。こういった点を描き出したのち、エワルドは、またしても、このようなリスクの性質が与えるモラルへの影響について、論を進めます。それは、互助性ということで、保険は、見ず知らずの人々の間に互助性を生みだします。従来の互助性は、実際に集団に所属し、規範を内面化し、その集団のためにつくす義務を伴うものであったので、個人的自由を制約するものでした。つまり、互助とひきかえに、個人的自由の一部を手放さなければならなかったのです。それに対して、保険が提供する新しい種類の互助性は、こういった内面化や個人の自由の制限を伴いません。近代社会において、保険は、個人的自由を保障しつつ、「顔のみえない」互助性を提供することにより、たぐいまれなる成功を収めます。

そして、(その4)で読み解いたように、保険システムにおいて、リスクは、資本ともなります。それにはまず、保険によって、補償不可能な側面と補償可能な側面を区別することが重要です。保険が有効なのは後者のみで、つまりは金銭的な補償によって提供可能な側面に対してのみです。失業やケガ、そして死亡といった事象がこの二面性によって、保険というシステムを通してとらえなおされる時、これらのリスクは、資本として認識されるように

なります。リスクが経済価値を伴うものとなるからです。そしてこのような気づきは、もちろん、人間の認識に影響をあたえます。自身や家族のなまの苦しみは、一方で貨幣に変換されるという理解は、メンタリティやモラルに微妙な影響を及ぼすこととなります。損害保険という仕組みがないとき、労働者は法システムによる勝ち目のない闘争を戦わなければなりません。損害保険の登場により、それはどのようにしてより大きい補償を引き出すかという闘争に変化するのです。

このように保険システムにおけるリスクの3つの特徴とそれが引き起こすメンタリティへの影響を論じたのち、(その5)で扱った第19~27段落では、そのようなリスクを扱う社会工学的技術としての保険がもたらしたガバメンタリティーの変容を描き出すこととなります。

まず、リスクの3つの特徴を踏まえて、リスクとは、「ある想定された時間枠における、発生可能な損害に対する実際の価値」と定義され、それに基づき保険というものが、「統計学の法則に則って組織された相互関係を通してなされる、偶然が引き起こすなんらかの結果への補償」を供給するものとして、この偶然性を消し去るためのものではなく、偶然の範囲を限定し、損害の共有を可能にするメカニズムであるとして捉えなおされます。偶然に起こることについては、過度な介入を控えてながままにしておくべきであると考えられる自由主義的な前提のもとでは、どのように偶然に備えるかが個人の管轄なのだとして、保険は、たんに慈善や助け合いの名の下に作動するのではなく、この損害の共有は、権利という概念をもとに公正に行われるということが付け加えられます。保険は、これを可能にする合理性の仕組み、つまり、社会工学的技術として機能するのです。

(その1)で読み解いたように、保険が技術であるということは論文冒頭から述べられていたわけですが、ここに来て、それは、3つの異なる次元の社会工学的技術であるとされ、その意味が詳細に論じられることとなります。保険は、まず、経済的・金融的技術であり、そして、(その3)や(その4)で読み解いてきたように、モラルの技術であり、そして、最後に、保険は損害に対する補償と賠償の技術であるとエワルドは述べています。

さらにこのような社会工学的技術としての3つの側面は、保険が政治的技術として作用することを可能にします。保険という新しい団結の技術によって、従来とは異なる形態の集団が可能となり、社会層に変化がもたらされます。さらに、保険は、ある種の配分の公正を提示するものですが、これに自分自身の意志で契約するというを通して、社会的利害がそれぞれの構成員によって分担されることを可能にするとして、その公正さに対する政治的作用が指摘されます。そして、さらに、保険が、貧困や労働者階級の生活の不安定さの解消に役立つことも指摘されます。これら3つの点に関する論述により、ここは、ガバメンタリティーという意味での保険の統治作用がもっとも明確に読み取れるところです。つまり、モラルによる公正の実現ではなく、社会工学的装置としての保険による公正の実現です。保険は、このように、現実的に社会や人々の生活に変化をもたらす力を持っており、ゆえに社会工学的技術、そして政治的技術として作動しています。そして、このような変化は道

徳観の提唱や上からの政治的判断によって引き起こされたのではなく、商業システムである保険によってもたらされたものなのです。

(その6) では、こういった点をさらに近代という時代を視野に入れて、位置づけていきます。保険システムによるリスクの扱いが広がっていくと、それは単に商業的技術的な変化のみでなく、人々の心に認識論的変容をもたらします。これは、公正さや責任の基準、運命や因果関係、そして時間に関する精神的な向き合い方をも変化させるものとなります。19世紀の終わりには、進歩的な組織は、どのような組織であっても、保険の哲学とエワルドがよんでいる合理性を採用しなければなりません。そして、このような状態のなかで、伝統社会において人間の運命を支配していた神は、社会によって取って代われ、フランス革命以降の俗化されたモラルのなか、保険は、連帯主義のモラルを具現化したものとなります。こうして、リスクの技術としての保険は、伝統社会や初期近代とは、異なる合理性を社会に導入し、以降の産業社会における根本原理となったことが結論づけられます。

### 3 | Study Question Methodによる読解

前節でおおよその内容を先取りしましたが、ここでは、最後のまとめに入っていく第28段落から論文の最後の第34段落までを、また詳しく読んでいきたいと思います。

第28段落：

SQ(a)：この段落のトピックセンテンスを訳しなさい。

答え\*

この段落のトピックセンテンスは、最初の文となります。

**One should not underestimate the importance of the epistemological transformation which produces what might be called the *philosophy of risk*.**

ここで、認識論的変容という重要な言葉がでてきます。(その5)でみたように、保険という制度を通したリスクの扱いというのは、実は単に技術的な変化のみでなく、人々の心により深いレベルでの変容をもたらします。この認識論的変容は、一言でいうと、「リスクの哲学」とでも呼ばれるべきものを生み出しており、これを過小評価すべきでないとしています。そして、この主張がどのような意味かを具体的に解説するのが、後続のサポーターセンテンスとなります。

SQ(b)：後続のサポーターセンテンスではどのようなことが述べられて

いますか? 神と対比されているものは何でしょうか?

**答え\***

サポーティングな議論としてあげられていることは、

- ①認識論的変容は、公正や責任といったことだけではなく、時間や因果関係、運命、報いや神の摂理といったものに対する精神的な姿勢を変化させる。
- ②自分自身に対する関係、他人との関係、世界との関係もすべて引っくり返る。
- ③保険とその哲学をもって、人間は、不幸が古い摂理の意味をもたなくなるような世界に入っていくが、その、神のいない俗化された世界では、「社会」が、我々の運命を決める権威者となる。

の3点です。そして、③で書かれているように、人間の運命を支配していた「神」は「社会」に取って代わられることとなります。

**第29段落:**

SQ(a): この段落でもトピックセンテンスは、最初の文です。そこで導入されるキーワードはどのようなものでしょうか?

**答え\***

トピックセンテンスである、最初の文は以下のとおりです。

**From a juridical point of view, the new politics of insurance security works through a new strategy of rights.**

法的な観点からすれば、保険が提供する安全保障に関する新しい政治は、権利に関する新たな方策を通して機能する、という意味となります。ここで、キーワードは、rights=権利です。

SQ(b): トピックセンテンス以降の部分をもつに分けるとすると、どのように分けられるでしょうか?

**答え\***

2番目の文から~in case of accident, etc.) で終わる文までの部分と、Insurance technology needs to permeate~で始まる文から段落最後までの2つに分けられます。

SQ(c): トピックセンテンスで導入されたテーマを展開している部分の最初では、どのようなことが述べられているでしょうか?

**答え\***

SQ (b) で分けられた2つの部分のうち、はじめの部分では、保険が、権利という概念を利用しそれに乗っかってどのように社会に浸透していったかについて、労働法の起源と結びつけて語っています。具体的には、どのようなことか、以下の文章を詳しくみてみましょう。

**The strategy has the characteristic of making it the categorical imperative of every benefit system (public or private, operated by employers or by workers) that it must always be in a position to keep its promises.**

まずは、英文解釈的な注意から。**it**は**that**以下を指します。**the categorical imperative**は、定言(的)命令です。この新しい戦略は、すべての利益システム(公的なものであろうと、私的なものであろうと、雇用者によって経営されるものあろうと、労働者によって経営されるものであろうと)において、どのようなときでも掛け金を保障するということを定言(的)命令とするという特徴を持っている、という意味となります。後続の文章とも併せて考えると、病気保障や年金、労働災害保障に対して掛け金を払った労働者は、それらを必ず保障されなければならないという労働者保護の考え方と相まって、保険システムが社会に広がっていったと述べています。

SQ(c) : トピックセンテンスで導入されたテーマを展開している部分の後半部分では、どのようなことが述べられているのでしょうか？

**答え\***

先に二分割したうちの2番目の部分では、1番目の部分で導入された、保険システムの社会全般への広がりという点をさらに詳しく説明しています。

**Insurance technology needs to permeate all of the existing provident institutions, enabling them to rationalize their functions and really to offer the security they are supposed to promise.**

保険という社会技術は、組織の機能を合理化し、組織が提供するべき安全安心を実際に提供することを可能にするために、すべての企業や組織の中に浸透しなければならない、という意味になります。少し、先取りしていうならば、保険というシステムの合理性や思想は、労働者の保護の意味から言っても、すべての組織の根底にしみこんでいくべきだということです。

そしてそれを可能にする要素として、確率と契約という2つの要素が挙げられます。確率とは、(その3) でみてきた保険システムにおけるリスクの概念の特徴として述べられていたもので、将来を手はずけるために必要なものです。そして、もう一つの「契約」は、安全安心を法的に確かなものとするために必要なものです。



第30段落：

SQ(a)：この段落は、今までの2つの段落のまとめの役割を果たすものです。  
どのような内容になっているのでしょうか？

答え\*

ここで視野がぐんと広がり、歴史的な書き方に変わります。最初の文は、今までの2つの段落をまとめたような文章です。

**By the end of the nineteenth century, no one is any longer in doubt that provident institutions must conform to the rationality of insurance, so that every type of benefit organization, whatever its nominal structure, becomes an insurance institution de facto.**

**provident institutions**という表現が第29段落から繰り返し、使われるようになっていますが、将来性のある組織といった感じで、旧来の伝統的な企業ではなく、近代という時代にあった進歩的な組織という意味合いで解釈しておきましょう。そして、この文章では、時代の変化に伴って、19世紀の終わりには、進歩的な組織は、保険の合理性に則らなければならないということをもはや誰も疑わず、すべての利益組織は、どのような基本構造をもっているかにかかわらず、事実上、保険組織となる、と述べられています。ここで、**de facto**が、**an insurance institution**にかかっていますが、これは、もちろん、すべての企業が保険業となるということではなく、実質上その経営理念や社内制度において、保険の考え方を採用するに至る、という意味となります。

この点をさらにもう一つの文章が説明します。

**Insurance now really signifies not so much a particular, distinctive type of institution as a form, an organizing schema of management and rationality capable of being realized in any and every kind of provident institution.**

保険は、もはや特別な形式の組織ではなく、すべてのタイプの進歩的組織において実現されるべき、経営と合理性を組織立てるための枠組みを意味する、というのが、直訳で、ここで、(その1)で指摘された保険の4つの側面の一つ、**form**が登場していることに注目して下さい。

第31段落：

SQ(a)：トピックセンテンスはどのようなテーマをこの段落に導入しているのでしょうか？

答え\*

トピックセンテンスが導入しているテーマは、ここまで想定されてきた、保険が提供する安全安心というものが、ひるがえって考えてみるに、実際のどの

ように保障されるのか、という問題です。

**解説\***

もう少し丁寧にみていきたいと思いますが、トピックセンテンスは以下のとおりです。

**It is the imperative of guaranteed security in workers' insurance that leads to the debate over state insurance.**

国家による社会保険に関する議論が起こるもとは、労働者に対する保険それ自身がしっかり保障されなければならないという問題である、と述べられており、今度は、保険の時間的な広がりには話が及びます。保険が労働者にある種の保障をもたらすのなら、その保険組織自体の安定性が保障されなければならない、そうだとすれば、その保障を提供するのに国においてより適切なものがあるだろうか、と続けられています。その後にくる文を実際にみておきましょう。

**Behind this problem of guarantees there lies another, profounder one, namely the problem of the permanence of insurance institutions. Since they are supposed to be providing security, these need to have a quasi-infinite longevity.**

この保険の保障問題の背後には、さらに深い問題があり、それは保険会社の永続性という問題である。保険会社が、安全を供給するのであれば、そこには半永久的な寿命が要求される、というのがおおよその意味です。

**guarantee**というのは、この段落でのキーワードになっていますが、平易にいうと、保障を持続させるためには、保険会社がつぶれてしまつては困るというわけです。**another, profounder one**の**one**は**problem**を指します。

そしてさらに、保険によって、ある種の時間枠の拡張が起こり、個人の人生といったものだけでなく、時間の概念がいく世代にも渡って引き延ばされていき、ついには、社会そのものも永遠に存続すると仮定するようになると、つながっていきます。

**第32段落：**

SQ(a)：この段落で導入されるキーワードはどのようなものでしょうか？

**答え\***

**solidarity**や**solidarisme**といった連帯に関わる言葉となります。

**解説\***

この段落は、今まで述べてきた安全安心の保障とそれを担保するための社会(あるいは国家)の永続性、そして労働法など自由主義に対する防御といった

ことがらを、上のキーワードのもとにとらえなおす役割を果たしています。後続の文で述べられているのは、個々人の人生という限られた時間の概念から、社会的時間という概念に移行するにつれ、連帯主義という政治的理論において定式化されたように、連帯の概念のもとになるコント的な進化の概念が実現される、ということです。次の文にみるように、**guarantee**は引き続き、キーワードとなっています。

**In guaranteeing security, the state is equally guaranteeing itself its own existence, maintenance, permanence. Social insurance is also an insurance against revolutions.**

この文では、安全を保障する上で、国家は、自分自身の存在が続くことも保障しているわけなので、社会保険は、革命に対する保険でもある、と続けており、福祉国家に続く一連の連帯の思想的背景を示唆しています。

続く段落でも、エワルドは、論文が描き出してきた保険とリスクのシステムが生み出した変化の意義について、さらに大きな絵を描きだそうとします。

第33段落：

SQ (a)：この段落を二つに分けるとすると、どのようになるでしょうか？

答え\*

前半部は、前の段落で導入した連帯主義と、保険がもたらした俗化した世界のモラルを関連づける部分で、段落最初から10行程度の部分、～**for the advantages society procures me.**までの部分、後半部は、それをさらに、**socio-politics**という言葉で発展させ、詳述している部分で、**The development of insurance at the end of the nineteenth century**～で始まる文から、段落最後までとなります。

SQ (b)：前半部ではどのようなことが語られているでしょうか？その主張を的確に表している文は、どれでしょうか？

答え\*

まず、保険の発展に伴い、社会のモラルや、個人間の関係、個人が未来をどのように考えるか、そして人間と社会の関係が変容した、ということが述べられ、その後で、前半部の主張を集約した以下の文章がでてきます。

**Social insurance gives concrete form to the laicized morality sought for by the French Republic and articulated by *solidarisme*.**

社会保険は、フランス革命に端を発し連帯主義によって明確化された「俗化したモラル」に具体的な形を与えている、というのが、前半部のトピックセ

ンテンスとなります。続いて、カントの有名な語句を引用し、その意味をさらに解説していきます。

カントが「わが上の輝く大空と、我が心のうちなる道德律」といったものに、「社会」が取って代わるのだというのが、エワルドの主張です。これは、今回扱っている第28段落からの認識論的変容、特にモラルや義務に関わる認識そのものが変化しているということをさらに異なる視点から異なるとらえ方で表現したものといえます。その「社会」とは、人が、歴史的に継承している遺産をもってその連帯に加わるもので、未来に対する責任を共有し、同世代の社会の仲間には、社会的損失と利益に関して責務をもつもの、とされています。

SQ (c) : 後半部で主張されていることはどういったことでしょうか？

#### 答え\*

後半部は、以下の文章で始まります。冒頭の**The development of insurance**という部分は、前半部の冒頭でも使われていた表現です。

**The development of insurance at the end of the nineteenth century is paralleled by what one might call the birth of a *sociopolitics*: that is to say, a political philosophy which no longer seeks to found or legitimize ‘society’, to find for it a directing principle outside itself, in the dawn of its creation (a state of nature, a social contract, a natural law), but instead makes ‘society’, enclosed (so to speak) in itself, along with the laws of its history and sociology, into a permanent principle of political self-justification.**

まず、**sociopolitics**=社会政治という用語を導入し、19世紀半における保険の発達は、この社会政治の誕生と並行して考えられると述べています。そしてコロンの後で、社会政治とは、何か説明を付け加えています。すなわち、それは政治的な哲学で、自然法や社会契約で社会を基礎づけたり正当化したり、あるいは、社会の外側にそれを指導する原則を見つけようというのではなく、歴史と社会の法則に沿って、社会をそれ自身で完結したものとして、政治的な自己正当化の恒久的な原理にする哲学である、と述べています。

例によって大変長い文ですので、英文解釈的なコメントをつけたいと思います。一つ目は、大きな構造という意味で、**no longer~but~**という形になっているという点、もう一つは、下線が引いてある**it**や**itself**はすべて社会を指すという点です。

そして、フランス革命に言及し、そこでは、人間の性質や権利を定義したり保障したりしたので、権利は社会的なものとなり、法も社会的なものであり、政治も社会的なものであり、最後には、社会もそれ自身の原理となり、原因となり結果となると述べて、この社会化の流れの源がフランス革命にあると述べています。そしてその結末として、以下のような文が続きます。

...and man no longer finds salvation or identity except by recognizing himself as a social being, a being who is made and unmade, alienated, constrained, repressed or saved by 'society'.

つまり、すべてのものが「社会的」なものとなった結果、人は自分たちを社会的な存在と認め、社会によって作られ、分解され、疎外され、強制され、抑制され、「社会」によって救われたりする以外には、人はもはや救済やアイデンティティを見つけることができないのだ、と述べています。つまり、フランス革命に端を発する俗化した社会の広がりは、神に変わって、救済を含めすべての関係の基礎に、社会をおいたということになります。

第34段落：

SQ (a)：この段落のトピックセンテンスはどの文でしょうか？

答え\*

トピックセンテンスは、めずらしく、段落冒頭ではなく、段落中程にある以下の文章となります。

**Insurance becomes *social*, not just in the sense that new kinds of risk become insurable, but because European societies come to analyze themselves and their problems in terms of the generalized technology of risk.**

解説\*

この段落は、最後の段落となりますので、一つ一つの文を少し丁寧にみていきたいと思います。

**At the end of the nineteenth century, insurance is thus not only one of the ways the provident person can guard against certain risks.**

19世紀のおわりには、保険は、進歩的な人が、リスクに備える方法であるということだけではなく、という文で段落が始まりますが、この**At the end of the nineteenth century**という表現に類似のものは、第30段落と第33段落でも使われていました。これにより、19世紀のおわりというのが一つの時代のくぎりとなり、これ以降、本格的な近代に入っていくということが読み取れます。そして、保険（の哲学）というものが、近代の合理性の中核であるとともに、近代に向けて社会の変化をもたらしたひとつの重要な契機となっていることが示唆されています。その点が、次の文でも説明されます。

**The technology of risk, in its different epistemological, economic, moral, juridical and political dimensions becomes the principle of a new political and social**

economy.

リスクの技術は、従来とは異なる認識論的、経済、モラル、法、政治のそれぞれの次元をもってして、新しい政治社会的な経済原理となった、とあります。つまり、リスクの技術としての保険は、伝統社会や近代初期の経済やモラル、法や政治とは異なる概念枠組みを社会に導入し、人々の認識も変化させ、産業社会の根本をなす新しい原理となったということになります。

このような説明ののち、先程指摘したトピックセンテンスが、以下のように核心を提示します。それによると、保険は、新しい種類のリスクが次々と保険で扱えるようになったといった単純な意味ではなく、ヨーロッパ社会が、一般化されたリスク技術の概念を通して自身の問題を分析するようになったことにより、「社会的なもの」になったと、**social**に先の段落で解説された意味をこめて、述べられます。これは、先に言及したように、この段落のトピックセンテンスであり、この論文全体の結論でもあります。

19世紀の末において、保険は、産業社会が、それをとおして、自身の組織や機能、そして規制の原則をも推し量るような制度と図式の統一セットとなりました。つまり、端的に言えば、産業社会の基本論理は、保険システムと同等のものだということになります。そして、そのことをエワルドは、最後の文で、文学的ともいえる言い回しで表現しています。

**Societies envisage themselves as a vast system of insurance, and by overtly adopting insurance's forms they suppose that they are thus conforming to their own nature.**

社会は、自身を巨大な保険システムだとみなすようになっており、保険システム的な形式を公然と採用することによって、社会は、単に自身がもともともっていた自然な性質に、ただしたがっているだけだと考えるようになっている、というのがその意味となります。ここで**nature**は、自身の本来持っている性質といった意味で使われています。

(2019年5月6日受理、2019年7月23日採択)